

議案第 18 号

和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 28 年 3 月 31 日をもって和歌山県市町村総合事務組合から那賀老人福祉施設組合を脱退させることについて、和歌山県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 8 月 31 日提出

橋本市長 平木 哲朗

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

和歌山県市町村総合事務組合規約（昭和 34 年規約第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 並びに別表第 2 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事務の項及び第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる事務の項中「、那賀老人福祉施設組合」を削る。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。